

平成30年度

定期監査結果報告書

平成31年2月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会、備前市農業委員会に提出するものである。

平成31年2月

備前市監査委員 大 森 浩 二
同 星 野 和 也

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の主な実施内容	1
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	4
1	危機管理課	4
	・規則に定められた手続きを経ることなく、前年度の経費を翌年度に支払っており、法令等に違反しているもの	
2	市民協働課	5
	・備前市区会等補助金について、補助金の適正な執行のため、必要な書類等を整備することや繰越金に係る基準等の整備を検討する必要があるもの	
3	環境課	6
	・環境共生住宅のモデルハウスの利用が低調となっていることから、利用状況に合わせた開館とするなどの対策を検討する必要があるもの	
	・環境衛生活動推進事業補助金について、多額の剰余金が各支部に滞留しているため、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要があるもの	
4	社会福祉課	8
	・老人福祉総務費負担金において、収入未済額が適切に繰り越されていなかったり、誤った金額の納付書に基づき徴収したりしており、適正を欠いているもの	
5	都市住宅課	9
	・備前市空家活用促進事業補助金について、要綱に存在しない条文を根拠とした定住誓約書等を提出させており、適正を欠いているもの	
6	教育振興課	10
	・学力向上実践研究業務委託について、債務負担行為の効力が失われているにもかかわらず、誤った額を調書に計上するなどしており、適正を欠いているもの	
7	社会教育課	11
	・備前市青少年健全育成推進本部補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの	
	・備前市体育協会運営補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの	
8	文化振興課	12
	・旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの	

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

市長公室	企画課、危機管理課
総務部	契約管財課、施設建設・再編課
市民生活部	市民課、市民協働課、環境課
保健福祉部	総合保健施設、社会福祉課
産業部	都市住宅課
建設部	建設課、水道課、下水道課
吉永総合支所	管理課
病院事業	市立備前病院、備前さつき苑・訪問看護ステーション、市立日生病院、市立吉永病院
教育委員会	教育振興課、吉永共同調理場、東鶴山小学校、三石小学校、吉永小学校、三石中学校、吉永中学校、学校教育課、東鶴山幼稚園、片上認定こども園、三石認定こども園、吉永認定こども園、大内保育園、伊部保育園、文化振興課、社会教育課、吉永地域公民館
農業委員会事務局	

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑^{ひょう}突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課		実施場所
平成30年10月12日(金)	教育委員会	三石小学校	三石小学校
	〃	三石中学校	三石中学校
	〃	三石認定こども園	三石認定こども園
	吉永総合支所	吉永総合支所 管理課	吉永総合支所
	市民生活部	環境課	吉永総合支所
	教育委員会	吉永地域公民館	吉永地域公民館
10月17日(水)	教育委員会	吉永中学校	吉永中学校
	病院事業	市立吉永病院	市立吉永病院
	保健福祉部	総合保健施設	総合保健施設
	教育委員会	吉永認定こども園	吉永認定こども園
10月22日(月)	教育委員会	大内保育園	大内保育園
	〃	吉永共同調理場	吉永共同調理場
	〃	吉永小学校	吉永小学校
10月29日(月)	総務部	施設建設・再編課	監査委員事務局
	市長公室	企画課	〃
11月12日(月)	総務部	契約管財課	〃
	市民生活部	市民協働課	〃
	〃	市民課	〃
11月21日(水)	建設部	建設課	監査委員事務局
	教育委員会	社会教育課	〃
	農業委員会事務局	農業委員会事務局	〃
	産業部	都市住宅課	〃
11月27日(火)	病院事業	市立備前病院	市立備前病院
	病院事業	備前さつき苑・訪問看護ステーション	〃
	教育委員会	片上認定こども園	片上認定こども園
	〃	伊部保育園	伊部保育園
	病院事業	市立日生病院	市立日生病院
11月30日(金)	教育委員会	学校教育課	監査委員事務局
	〃	文化振興課	〃
	〃	教育振興課	〃
	保健福祉部	社会福祉課	〃

監査期日	対象部課		実施場所
12月6日(木)	建設部	水道課	坂根分庁舎
	〃	下水道課	〃
	教育委員会	東鶴山幼稚園	東鶴山幼稚園
	教育委員会	東鶴山小学校	東鶴山小学校
12月27日(木)	市長公室	危機管理課	監査委員事務局

第7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 危機管理課

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 規則に定められた手続きを経ることなく、前年度の経費を翌年度に支払っており、法令等に違反しているもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、各会計年度の歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないこととされている。一方で、出納閉鎖までに支払いができなかったものについては、過年度支出が認められており、これに係る市の手続きについては、備前市会計規則（平成17年規則第57号）において定められている。

危機管理課は、平成26年度に、国の全国瞬時警報システム（J-アラートシステム）から知らせを受けた際に、瞬時に市民に通知できるよう J-アラート設備を構築しており、同課では当設備の維持管理のため、業者との間で保守点検業務及び故障時に備えた代替機の確保等を定めた保守契約を締結している。

28年度に係る当設備の保守点検について、同課では、庁舎移転のため当設備の移設が想定されるとして、当初予算における保守点検費用の計上を見送っていた。

しかし、同課は、27年度末に、当時契約した業者からの電話に応答する形で、故障時における代替機の用意について了承し、役務を提供させていた。そして、29年度に、28年度の業務に対する経費61,200円を含んだ480,600円を支出していた。

前記のとおり、前年度の業務に対する経費の支払いについては、過年度支出とすべきであるのに、その手続きも行っていなかった。

このように、保守点検については、年間を通じた契約が必要であるとの認識に欠けていたことから契約の管理ができておらず、また、28年度の経費にもかかわらず、必要な手続きを経ることなく翌年度の支払いに含んで支払っていることは、法令に違反していると認められる。

2 市民協働課

(1) 意見（要望事項）

ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 備前市区会等補助金について、補助金の適正な執行のため、必要な書類等を整備することや繰越金に係る基準等の整備を検討する必要があるもの

市民協働課は、平成 29 年度に、58 地区の区会等に対して、備前市区会等補助金を計 15,989,400 円交付している。

備前市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 58 号。以下「規則」という。）によれば、補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行うものは、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならないとされている。

しかし、各区会等から提出された収支決算書等は、各区会等が受領している各種補助金等を含めた各区会全体のものとなっており、当補助事業に係る経費の収支が明らかになっていないものが多数見受けられた。

また、備前市区会等補助金交付要綱によれば、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、区会等が行うもので、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費から、公益的な事業に結びつかない経費等を除くものとされている。

しかし、同課では、補助対象経費について、公益的な経費となるかの客観的な判断基準を作成していないため、その判断を各地区に任せて、特段の審査を行わず、申請額をそのまま交付していた。

上記の結果として、29 年度においては、補助対象経費から、他の補助金等を控除すると、7 地区において、計 540,675 円の繰越金が生じていた。

したがって、補助金の適正な執行及び交付を図るため、規則に基づく書類及び帳簿等を整備することや、公益的な経費の客観的な判断基準及び繰越金に係る基準の整備を検討する必要があると認められる。

なお、当事業以外にも他部署において、同様の事態が見受けられたことから、これらについても検討する必要がある。

3 環境課

(1) 意見（要望事項）

ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 環境共生住宅のモデルハウスの利用が低調となっていることから、利用状況に合わせた開館とするなどの対策を検討する必要があるもの

環境課は、平成21年度に、環境省からの補助金を受け、環境共生住宅のモデルハウス（以下「エコハウス」という。）を整備している。この事業は、住民等にエコハウスでの体験を通じて、環境共生住宅の需要を創出することを目的とするもので、エコハウスの管理等に係る経費は、29年度で2,177,280円となっている。

27年度から29年度までにおけるエコハウスの利用状況（表1）についてみると、3年間における1日当たりの平均来館者数は2.8人であったものの、来館者が1名もなかった日は27年度で141日、28年度で172日、29年度で158日（開館日の53.6%）にも上っており、エコハウスの利用が低調となっていた。

また、前記のとおり、当事業は、環境共生住宅の需要を創出することを目的としているにもかかわらず、その成果等については把握していなかった。

したがって、同課は、エコハウスの利用状況に合わせた開館とするなどの対策を検討するとともに、当事業の目的である環境共生住宅の需要創出の効果を測定する手法等を検討する必要があると認められる。

表1 エコハウスの利用状況

	開館日数(日)	来館者なしの日数(日)		来館者数(人)
			割合	
平成27年度	292	141	48.3%	908
28年度	293	172	58.7%	788
29年度	293	158	53.9%	795
計	878	471	53.6%	2,491

(イ) 環境衛生活動推進事業補助金について、多額の剰余金が各支部に滞留しているため、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要があるもの

環境課は、平成 29 年度に、環境衛生指導委員会に対して、環境衛生活動推進事業補助金を 2,244,000 円交付している。

環境衛生指導委員会が 9 支部に対して交付した助成金 2,100,000 円（確定額に対する各支部への助成金の割合 93.6%）を確認すると、9 支部において、過去の繰越金も含め計 4,777,554 円が剰余金となっており、そのうち 7 支部については、29 年度に支部へ交付された助成金を上回る額を次年度に繰り越していた。

したがって、同課は、補助事業の審査において、多額の剰余金が各支部に滞留している場合には、適切な額を精算して、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要があると認められる。

なお、当事業以外にも他部署において、同様の事態が見受けられたことから、これらについても検討する必要がある。

4 社会福祉課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 老人福祉総務費負担金において、収入未済額が適切に繰り越されていなかったり、誤った金額の納付書に基づき徴収したりしており、適正を欠いているもの

備前市会計規則（平成 17 年規則第 57 号）によれば、調定した収入のうち、出納閉鎖までに収納が完了しないもの（以下「収入未済額」という。）があるときは、翌年度に繰り越さなければならないこととされており、また、繰り越したときには、収入未済額と一致すべき金額を調定しなければならないこととなっている。

社会福祉課は、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書において、老人福祉総務費負担金の滞納繰越分の調定額（以下「繰越調定」という。）を 1,551,041 円としていた。

しかし、表 2 のとおり、前年度決算における収入未済額は 2,590,071 円であり、これを繰り越さなければならなかったにもかかわらず、1,039,030 円少ない額を繰越調定していた。そして、29 年度決算では、繰越調定を正しい額に戻すため、1,039,480 円多い額を繰越調定していた。

また、上記の 29 年度と 28 年度の差額、450 円については、27 年度に 7,277 円の調定であったものを誤って 7,727 円の納付書により徴収したことによるものであった。

したがって、収入未済額が適切に繰り越されていなかったり、誤った金額の納付書に基づき徴収していたりしたことは、適正を欠いていると認められる。

なお、これらの事態については、29 年度の決算審査において、同課に伝えており、定期監査において報告があったことから、今回の定期監査報告書に記載したものである。

表 2 繰越調定と前年度の収入未済額の状況

	繰越調定 (a)	前年度決算における収入未済額 (b)	差額 (a)-(b)
28 年度決算書	1,551,041 円	2,590,071 円	△1,039,030 円
29 年度決算書	2,362,335 円	1,322,855 円	1,039,480 円

} 450 円の差

5 都市住宅課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 備前市空家活用促進事業補助金について、要綱に存在しない条文を根拠とした定住誓約書等を提出させており、適正を欠いているもの

都市住宅課は、平成29年度に、備前市空家活用促進事業補助金交付要綱（平成28年告示第52号。以下「要綱」という。）に基づき、市内の空き家を購入した者に対し、計32件、18,520,000円の補助金を交付している。

補助金を申請するに当たり申請者は、定住誓約書を市に提出することとされており、その内容は、要綱第12条に該当した場合には、補助金返還義務を負うことに異存がないとするものとなっている。

しかし、要綱は第11条までであり、定住誓約書に記載のある第12条が存在していなかった。また、交付取消通知書及び返還命令書においても同様となっていた。

したがって、同課は、要綱に存在しない条文を根拠とした定住誓約書等を提出させていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

なお、本件は、監査を実施した後、同課において速やかに検討がなされ、要綱の見直しなどが図られている。

6 教育振興課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 学力向上実践研究業務委託について、債務負担行為の効力が失われているにもかかわらず、誤った額を調書に計上するなどしており、適正を欠いているもの

市は、複数年度にわたる契約を締結するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、債務を負担する行為（以下「債務負担行為」という。）を設定している。また、債務負担行為を設定した場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」（以下「調書」という。）を作成し、予算書とともに議会に提出している。

教育振興課は、平成28年度から学力向上実践研究業務委託を実施するとして、28年度予算において、33年度までの債務負担行為246,836,000円を設定していた。

本件業務委託について、契約書等を確認したところ、33年度までの複数年にわたる契約が締結されておらず、これにより、28年度予算において認められている債務負担行為は、効力が失われた状態となっていた。

上記のとおり、当業務委託は、債務負担行為の効力が失われており、調書に計上する必要がないにもかかわらず、同課は、30年度予算においても、調書に、債務負担行為に基づく支出の見込額55,942,000円を計上していた。

このように、債務負担行為の効力が失われているにもかかわらず、誤った額が調書に計上され、議会に提出されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

7 社会教育課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 備前市青少年健全育成推進本部補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの

社会教育課は、平成 29 年度に、備前市青少年健全育成推進本部に対して、備前市青少年健全育成推進本部補助金を 1,500,000 円交付している。

備前市青少年健全育成推進本部補助金交付要綱によると、補助金の額は、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額以下の額とし、予算に定める額を上限とするなどとされている。

備前市青少年健全育成推進本部が実績報告書に添えて提出した収支決算書等を確認したところ、補助対象経費の総額は 1,286,664 円であった。

したがって、前記の交付額との差 213,336 円が過大に交付されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

(イ) 備前市体育協会運営補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの

社会教育課は、平成 29 年度に、備前市体育協会に対して、備前市体育協会運営補助金を 1,300,000 円交付している。

備前市体育協会運営補助金交付要綱によると、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に直接必要な経費とし、上部団体等への負担金などの経費は除くものとされている。また、補助金の額は、補助対象経費の総額以下の額とし、事業に他の団体からの助成金等を受ける場合は、補助対象経費の総額から当該助成金等の額を控除した額以下の額とするなどとされている。

備前市体育協会が実績報告書に添えて提出した収支決算書等を確認したところ、補助対象経費の総額は 1,287,676 円であったが、これには控除すべき上部団体等への負担金及び他団体からの助成金 70,000 円が含まれており、これを補助対象経費から控除すると、補助対象経費の総額は 1,217,676 円となる。

したがって、前記の交付額との差 82,324 円が過大に交付されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

8 文化振興課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの

文化振興課は、平成 29 年度に、旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会に対して、旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会補助金を 500,000 円交付している。

旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会補助金交付要綱によると、補助金の額は、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額以下の額とし、予算に定める額を上限とするなどとされている。

旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会が実績報告書に添えて提出した収支決算書等を確認したところ、補助対象経費の総額は 410,146 円であった。

したがって、前記の交付額との差 89,854 円が過大に交付されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

